

岩手県告示第73号

県営住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第65号）第13条第1項第6号の規定により、県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づく家賃の減免の額に係る知事が別に定める収入額及び知事が別に定める額を次のとおり定める。

平成26年1月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 条例第15条の規定に基づく家賃の減免の額に係る知事が別に定める収入額 80,000円
- 2 条例第15条の規定に基づく家賃の減免の額に係る知事が別に定める額 条例第13条第1項の規定により算出された額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額

(1) 入居する県営住宅について、管理の期間が当該県営住宅の供用を開始した日から5年以内の場合 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

収入の額がない場合	10,600円に公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第2条第1項各号に掲げる数値を乗じて得た額
収入の額が零円を超え40,000円以下である場合	17,900円に政令第2条第1項各号に掲げる数値を乗じて得た額
収入の額が40,000円を超え60,000円以下である場合	25,200円に政令第2条第1項各号に掲げる数値を乗じて得た額
収入の額が60,000円を超え80,000円以下である場合	32,500円に政令第2条第1項各号に掲げる数値を乗じて得た額

(2) 入居する県営住宅について、管理の期間が当該県営住宅の供用を開始した日から5年を超え10年以内の場合 条例第13条第1項の規定により算出された額から前号に掲げる額を差し引いた額に、県が当該県営住宅の供用を開始した日から7年以内の場合にあつては4分の1を、7年を超え9年以内の場合にあつては2分の1を、9年を超える場合にあつては4分の3を乗じ、前号に掲げる額を加えた額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）